

抑天主教徒の支那に在るもの間其徒を包庇し動もすれば輒ち官民と齟齬するところあり支那政府教徒を御するの法方を設けざると國民最も外教を惡むとに因由すと雖も或は豪強奸惡の徒教會を以て逃避の地となし良民を欺くこと無しと謂ふ可らず屢々教民相協はさるることある所以なり

耶穌教

耶穌教は初め濱海各港の地に於て宣教に従事し漸く北京に及び各省の内地に布及す年を経る未だ六十餘年に及ばずと雖も宣教するもの各々方便を設け或は醫院を建て或は育兒院を設け錢財を惜まらず貧民を賑はし廣く善徳を布く故に信徒の増加する尤も速なり其競ふて宣教に従事する者は概ね英米二國の人に係る而して天主教の如く教徒を曲庇するの風なきを以て官民其教徒と軋轢するの弊あるを聞かず

第四節 教育

支那は人文夙に開け其工藝諸術の如きも由て來るや久し然れども後世之を皇張

し人生利用の學術を以て講究するものある稀なり歐米の支那を論ずる國民智識古より退歩すと云ふも亦原由なきにあらざる也

支那は古昔既に學校を設け子弟を教育するの設けありと雖も子弟を教育するは専ら官の爲めに人を撰ふの法にして之を稱して卿舉里撰と云ふ爾來歷代撥亂の君主出づるに當て皆朝野に學校を設け以て士を取るの門を開く而して撰舉の科目次第に詳密を加ふ然かも其學科は尙文學の一途にして經義歴史律令文章詩賦に過ぎず經義を以て其身を修め歴史を以て治亂得失を知り律令を以て時務に達し詩文を以て才藻を磨き君子の人と爲るに足るとなす之を要するに教育は撰舉の爲めに敷衍し撰舉は支那歷代の政略にして一定不拔の制となれり而して國民を類別し士農工商とす士を以て君子とし農工商を小人とし文學に長して撰舉せられ士となるの榮譽は國民の腦裡に浸潤し幼年より許多の年月と工夫を費して空文に従事するに止まれり

文學教育は素より撰舉の爲めに設らるものたるを以て普通の學科を具へ幼童の智覺を助成するの教育なく文専門各科の學術を以て子弟を陶鑄するの學校なし

第四章 立國の要素

咸豐の末年より歐洲諸國の交通漸く盛大に至り其學術の有用なるを知り年々學生を派し諸學科を講究せしむと雖も未だ成績の著しきを見ず然かも國民總てに貧富貴賤を論せず先づ其子弟をして文學に就かしむるを以て語例とす多く文字を知る者は之を尊敬し否らざるものは鄙斥せらる凡そ中人以上の子弟初めは皆文學を以て撰擧を得んとを冀望し其資格の才學無なければ中道にして他の職業に従事するものなり女子則ち之に反し富貴婦女を除くの外文字を知る者寡く只紡績針黹中饋の事を克くするのみ其諺に女子は無事便ち徳と云へるが如き文學教育の女子に及ばざるを知るへき也

國民の文學に就く者多きを以て各府縣官學の外郷鎮村里に義學私塾の設けあらざるはなし幼童七八歳に至れば始めて訓蒙の師に就て書を讀ましむ入學の其父兄は子弟を携帶して塾師に謁見す先づ三跪九叩の禮を行ひ孔子の靈位を拜し次て其師を拜す退學の時も亦然り毎日此の如し而して語言動作盡く禮儀を以て之を訓誡す富貴人の如きは師を自家に延請し一家及同族の子弟を教訓せしむ名けて專館と云ふ其師始めて館に就くの日銀兩を以て贖とし毎月束脩として銀兩若

干を贈る就學童兒は初め三字經百家姓千字文等の書を教へ漸く熟するに至れば四書を授け其大意を略説して之を聽かしめ並に習字を教ゆ且五七言古詩の軌範となるべきものを歌誦せしむ四書の句讀全く畢れば順次に五經を教ゆ讀む所の書は皆暗誦するを要す就中四書は論語中庸大學を以て孟子に比すれば更に子細に講説するものとす此時に至れば習字は大字を寫すを要せず又五七言排律及び絶句の韻切及び平仄虚實の法を教へ文章の法則を講説して之を聽かしむ訓蒙の教育二三年の學習を試み稍と熟するに至り始めて試帖の詩を讀ましむ然るに後數年の學業を積し府縣試に應ずるとを得るに至る至て官學生の講讀すへき書籍載せて大清會典に在り

提督學政は任期中其學區内を巡回し各府城及び直隸州の考棚に於て生員を考試して賞罰勸懲し童生を考試して生員となし之を條按と云ふ國帝附與する所の勅印を齎らすを以て到る處地方官より人馬船隻を準備し尤も鄭重を極む文學に熟鍊する者八九名を隨帶し考試の詩文を代閱せしむ之を幕友と云ふ條按の際には官吏教職及存舊の者たりとも公事を除くの外私書を呈し私謁するを禁し考試の

治書を防く凡る學政は毎三年卿試の前に於て地方學生の卿試に應ずべき人員を録し禮部に達するを以て其任期を畢る卿試以上貢舉の事務に至ては學政の管掌する所なり

教職は府學に教授と云ひ州學に學正と云ひ縣學に教諭と云ふ此の三學に二三名の助爲を設く之を訓導と云ふ各教職は禮部より人撰し吏部之を命して地方は派札す皆進士及び舉人貢士より出身せしものにして教職たるべき資格と學識とを有する者なり教職の始めて地方に到るや總督或は巡撫學政に會同して之を考試し教職たるべき文學に乏しければ之を黜く地方教職は學生を教授し兼て府州縣の學務を管理す

學區は一省を以て一區とし提督學政之を管轄す大抵衙門を各省の首府に設く但し盛京省は府丞を以て學政を兼ね各學區に設置する學校を府州縣の學とす廳に在るものは州に准し衙に在るものは縣に准す此三學を以て大中小に分つと雖も只學生の多寡あるのみにして學科教に高下の差別なく學生も亦同寺の資格を有す輒近に至り人口繁殖する所の州縣の如きは中學を大學として小學を中學と爲

すものあり因りて府州縣の三學と爲し之を算し其概數を擧ぐると左の如し

學區	府	州	縣	學	三學合計
直隸	十	二十九	百四十二	七	百八十二
盛京	十	一	九十六	七	百十七
山東	十	六	八十五	五	百十六
山西	九	一	九十六	二	百十九
河南	八	九	六十二	七	七十九
江蘇	八	九	五十五	十	六十七
安徽	三	二	七十五	五	九十七
江西	十	二	六十八	八	八十八
福建	十	一	七十六	八	八十八
浙江	十	一	七十六	八	八十八
湖北	十	八	六十四	十	七十八
湖南	九	二	六十四	四	八十四

計	貴州	雲南	廣西	廣東	四川	陝西	甘肅
百八十五	十	十	十	九	十	七	八
二百六十三	二	四	二	九	二	七	八
千三百十三	十	三	十	十	二	十	十
千七百六十一	九	十	八	四	七	六	八
	三	三	四	七	百	七	五
	十三	十九	十七	十八	十二	十三	十
	六	八	七	百	百	九	七
	十四	十七	十七	一	五	十	十
					十一	六	六

北京に一の特制なる大學校を設置し國子監と云ふ禮部の所轄に屬せり學科を總理するを祭酒と云ひ次官を司業と云ふ博士助教學正教習等の教職あり該監の生徒を貢生監生官學生の三種とす貢生は地方生員の文學品行尤も優等なるものを撰み提督學政より定則に因て貢するものなり歲貢生恩貢生愛貢生拔貢生副貢生例貢生の區別あり監生は恩監生廩監生優貢生例監生の區別あり恩監生は聖賢の後裔にして其祭禮を奉ずる者の子弟に限る廩監生は四品以上の文官に二品以上

武官の子又官の大小を論せず公務に因て物故せし者の子各一人に限る優監生は附生及び武生より之を取り例監生は銀兩を納れて其資格を得るもの官學生は八旗官學生なり凡る各生徒在學の期限貢生は三十六ヶ月監生は二十四ヶ月官學生は十年とす此學期を過くれば各官に除せらるゝを得べし貢生は教諭及訓導に任し監生亦訓導に任す官學生は一定なし貢監兩生は在學期限内と雖も皆鄉試に應ずるを得
兒童養成の順序は大概上に述べたるが如し是より少しく科舉法改正に關する大略を敘し之に伴ふ教育方法は變易を言はん
貢舉改正の上諭に曰く

- 總理各國事務衙門會同禮部奏遵議貴州學政嚴修請設專科一摺據稱就該學政原奏分別酌擬一爲歲舉一爲特科先行特科次行歲舉特科約以六事
- 一曰 內政 凡考究方輿險要郡國利病民情風俗者、隸之
 - 二曰 外交 凡考求各國政治條約公法律例章程者、隸之
 - 三曰 理財 凡考求稅則礦產、農功商務者、隸之

第四章 立國の要素

甘肅	八	十	五	十	七	十六
陝西	七	十	七	十三	九	十六
四川	十	二十	七十二	百五十一		
廣東	九	四	七十八	百		
廣西	二	十	四十七	七十七		
雲南	十	三十四	三十九	八十七		
貴州	十	九	三十三	六十四		
計	百八十五	二百六十三	千三百十三	千七百六十一		

北京に一の特制なる大學校を設置し國子監と云ふ禮部の所轄に屬せり學科を總理するを祭酒と云ひ次官を司業と云ふ博士助教學正教習等の教職あり該監の生徒を貢生監生官學生の三種とす貢生は地方生員の文學品行尤も優等なるものを撰み提督學政より定則に因て貢するものなり歲貢生恩貢生愛貢生拔貢生副貢生例貢生の區別あり監生は恩監生廩監生優督生例監生の區別あり恩監生は聖賢の後裔にして其祭禮を奉ずる者の子弟に限る廩監生は四品以上の文官に二品以上

武官の子又官の大小を論せず公務に因て物故せし者の子各一人に限る優監生は附生及び武生より之を取り例監生は銀兩を納れて其資格を得るもの官學生は八旗官學生なり凡る各生徒在學の期限貢生は三十六ヶ月監生は二十四ヶ月官學生は十年とす此學期を過くれば各官に除せらるゝを得べし貢生は教諭及訓導に任し監生亦訓導に任ず官學生は一定なし貢監兩生は在學期限内と雖も皆鄉試に應ずるを得

兒童養成の順序は大概上に述べたるが如し是より少しく科擧法改正に關する大略を敘し之れに伴ふ教育方法は變易を言はん
貢擧改正の上諭に曰く

總理各國事務衙門會同禮部奏遵議貴州學政嚴修請設專科一摺據稱就該學政原奏分別酌擬一爲歲舉一爲特科先行特科次行歲舉特科約以六事

- 一曰 內政 凡考究方輿險要郡國利病民情風俗者、隸之
- 二曰 外交 凡考求各國政治條約公法律例章程者、隸之
- 三曰 理財 凡考求稅則礦產、農功商務者、隸之

第四章 立國の要素

- 四日 經武 凡考求行軍布陣 管駕測量者、隸之
 五日 格物 凡考求中西算學 聲光化電諸學者、隸之
 六日 考工 凡考求格物象數 製造工程者、隸之

由三品以上京官及督撫學政各舉所知無論已仕未仕註明其人何所專長咨送總理衙門會同禮部奏請在保和殿試以策論簡派閱卷大臣殿定去留詳擬等第覆試後帶領引見聽候擢用此爲經濟特科以後或十年一舉或二十年一舉候旨舉行不爲常例云々

是れ恐く一大革新なる可しと雖も經濟特科を以て異例とし從來の貢舉を以て常法とし前者は或は十年に一舉し或は廿年に一舉し旨を候して之を行ふに過ぎざるに後者は舊に依りて歲試鄉試會試殿試を存す是れ吾人が新法の實行を疑ふの第一なり制藝詩賦の末技は因襲俗を成し俄に之を改め泰西の新學術を以て士を取らんと欲するも之に應ずる者ありや從來試場に在りて石印本子を帶ひ手に隨て鈔録し塗抹して責を塞き策論の題旨を去ること千里をも顧みざりし者遽然急變して専門の間に對へ難からん是れ吾人か新貢舉法を死文に屬せんと危ぶむの

第二也萬一試考に應ずる者幸に其人に在りとするも能く玉石を識別し長短を校量し特色を明にし造詣を察するに堪ふるの審判者に乏し是れ吾人か特科の新設を有名無實に終らしむると信するの第三也夫の鄉選里舉の法廢れてより捐を納れて官職を僥倖せる者多し富豪の子弟は彙を解くを惜まず貧寒の書生と雖も猶は雀を羅し鼠を掘りて其資を作る假令へ候補を開官長しとするも或は一躍青雲の望あり補缺に急なる時は更に花樣を加ふ是れ仕途の捷徑にして廿年の螢雪役々として正路を踐むの迂を爲す者あらんや這の私謁の一門を開ちざる上は人才登庸の道を開くも無益なり是れ吾人か此革新に重きを置かざる理由の第四也其他文官の擢用に經武の一條を設けて行軍布陣管駕測量を諮ふが如き又た内政外交理財經武格物考工の一到に精しさを以て足れりとせず六事の兼備を望む是れ幾んど不可能の事たり假に余をして此考試に應せしむるも但し斯の如き馬鹿々々しき考試には始より應せされど假に應せんとせば到底首尾よく合格する事能はざらん況んや余より文明の新事物に接觸せし事少き支那の統袴子弟に於てをや然りと雖も八肢文廢止は經濟特科の新設よりも更に目覺ましき一大革新なり清

曆五月初五日の諭に曰く

百九十六

我朝沿宋明舊制以四書文取士康熙年間曾經停止八股改試策論未久旋復舊制一時文運昌明儒生稽古窮經推究本原闡明義理制科所得實不乏通經叙用之才乃近來風尚日漓文體日敝試場獻藝大都循題敷衍於經義罕有發明而謫陋空疏者每獲濫竽充選若不因時通變何以勵實學而拔真才著自下科爲始鄉會試及生童歲科各試向用四書文者一律改試策論其如何分場命題考試一切詳細章程該部卽妥議具奏此次特降諭旨實因時文積弊太深不得不改絃更張以破拘墟之習至士子爲學自當以四子六經爲根柢策論與制義殊流同源仍不外通經史以達時務總期體用兼備人皆勉爲通儒毋得說詞博辯復蹈空言致負朝廷破格求才至意欽此

抑も八股文は五百三十餘年來流弊にして其偏を作りしは實に宋の王安石に始まり安石始め其の私創の新字を廣めんと欲し章句を以て士を取りしが大に儒林の風を敝れり後之を悔ひて曰く「本欲變學究爲秀才不圖反致秀才成學究」と然れども剛愎遂に其過を改めざりき。南宋の士氣是が爲めに衰へき。元は詞曲を以て人を擧げ輕佻浮薄の徒争ひ進めり。明の太祖起りたれども開國の規模武斷粗野却

て八股を以て英雄を籠絡し伏櫪駢死することを得策とせり。清興りて八股の制猶ほ存せり。康熙年間一旦之を停め策論を以て改試し學者古を稽へ經を窮め類を推し本を探り文運一時隆盛なりしと雖も未た久しからずして舊例に復し遂に今日の頽勢を馴致せり去れば八股文の廢止は煌々たる聖訓洋々たる廟謨にして從來金科玉條として充棟汗牛管ならざりし無用の書は焚かすして自ら滅せしむるに足れり。數百載以降實に稀有の快事に屬す。

然るに天津の國聞報は八股を廢止するの三難を數へたり。曰く「昔人云討賊如捕鼠兒頭生風捕之頗難。盡薙其髮則鼠無所依而自去。今日之事得毋類是。然八股雖亡改爲策論而作此策論者卽作八股之人閱此策論者卽閱八股之目彼將去其破承滅其對比以牛易羊用途耳目得才之實將於何求此一難也。時文格律雖爲愚陋然尙之已久則是非優劣作者閱者均有準繩驟更以策論此中高下非驟可知任意抑揚遂多屈濫此二難也。舊國之變法難於土蠻之進化因政致其久演而成一彼一此互相連綴而獨變其一則無效盡變之則舊者已去新者未習處之極難今也窮士忍飢寒事咕噪將以來仕進房行之業方精科舉之途已易莫非自作情實可傷此三難也。嗚呼八股の廢止未だ斷

行せられざるに試場へ赴かんとする幾百万少壯者の器々は衆煦遂に雷を成し情實早くも其間に纏綿して果ては元の空阿彌と化し了ると謂ふや果せる哉此上諭の墨痕未だ乾かざる中に又た實學を講究し詩賦楷法を斟酌すとの美名の下に折角の變法も再び退歩せり湖廣總督張之洞湖南巡撫陳寶箴は連奏を上りて曰く

今改用策論誠足以破拘攣陳腐之習矣然文章之體不正命題之例不嚴則國家重教之旨不顯取士之格不一今廢時文者惡八股之纖巧苛瑣浮濫不能開發聖賢之義理也非廢四書五經也若不爲定式則爲文者漫無遵守聘詞華行必至不讀四書五經原文背道忘本此則聖教興廢中葉安危之關非細故也

云々と即ち五事を陳したり一は考試には四書五經の義理を明にし古文格を示す。二は題を定め四書五經の一字を増減するを得す又た其意を用ゐて其詞を改たむを得す三は文體を正し麗澤輕豔駢儷を作り鈎章棘句怪澁の風を爲す勿れ四は實を徵し吏書を引き職籍を考ふるに書に違ひ經に悖るを得す且つ禁忌悉く除去せしと思ふ可からず五は邪を斥け諸子の謬論老釋の妄談異域の方言新聞の瑣語等

一切屏けて闖入するを准さず八股の格式は變すると雖も場文の宗旨は仍ち聖賢の正訓と相符するを要すと千古の英斷を以て時文を廢せられたる進歩主義の皇帝は如何なる故か這般の守舊なる建議を嘉納せられ并せて禮部に欽命して驚く可き退歩の章程を規定せしめたり其改試策論章程を見るに曰く

首场試四書論一篇廢時文者不過改股爲段改整爲散又時務策一道或二道仍以八韻殿之未廢八韻者翰林需用詞賦故也第二場經義第三場廢而不舉四書論以朱註爲宗經義以遵御纂四經欽定三體爲斷如有妄掃臆語違悖正旨者試官不得取錄と嗚呼何ぞ従前の時文を以て士を試みたる時と異ならんや吾人寧も貢舉法改正に望を屬すると能はず

左り乍ら支那政府か一旦時文の誦誦空疏を悟り表面丈にても八股を廢止し實學を獎勵し切に人才を需むる上は從來の家塾義學書院府縣學國子監同文館京師及廣東廣方言館上海南北洋閩廠學堂等にては到底子弟教育の任を盡すと能はざるを知り諸方に學堂を創辦し民間の人々も銳意其新設に力を致せり茲に於て乎各省到る處に學堂築造せられて其狀恰も雨後の筍の如し京師には大學堂を建るの

企圖あり各省府州縣の大小書院を一律に改て支那學と西學とを兼修するの所となし夫々等級を定め省會の大書院を高等學となし郡城の書院を中等學となし州縣の書院を小學となす而して小學より次を以て昇り大學に連絡す其順序宛然我邦の小學尋常中學高等中學大學の組織の如し而して其章程まで我が大學の規則を模倣し且一切の堂廡樓舍迄我大學の式様に仿はんと擬し總署より東京駐紮の裕庚大臣に訓電して其詳細繪圖を徴したりと云ふは兒戲に類する一に何を甚しきや嗚呼江南の橘は江北の柚焉そ其儘に移植して其果を結ふを得んや而して又大學堂の總教習總長を擇ふに當りて又々清國の人に乏しき事を顯にせり初め政府は天津水師學堂總辦嚴復之を延かんとせしも故障ありて已み次に前國子監祭酒宗室盛伯燾及び湖南の黃益吾を聘せんとせしが西文に通せざるを以て之に任するを得ず次に同文館の總教習丁韋良(マルチン)米人に商議せしと雖も彼の給料殆んど此に二倍するを以て移り來る事を肯せず餘儀なく露國駐紮欽差大臣許景澄符篋を召還して此職に擬したれども尙ほ其洋事に通曉せるや否やを知らずと云ふ此大學堂の外に京師には從來存したる同文館あり其他更に通藝學堂の創

辨あり當分前者の藏する書籍を利用するを許されたり北洋候補道某は又た梁園門外に地を下して博聞書院を建てんとす天津には王文韶の盡力を以て興りたる幾輔學堂あり上海には古より廣方言館あり今や盛宣懷の首倡に基き半は商人の義捐に頼り半は官助を仰きて南洋公學を起さんとせり蘇州にては中西三等學堂を新設するの義捐を集めつゝ在り寧波にては時務學堂を作らんとするの計畫あり金陵には儲才館あり文正書院は更に西學堂を増して其の及はざる所を補へり近頃又た勸工學堂を立つるの企わりと聞きぬ

江蘇に於ては學古堂及び正誼書院の齋舍を廣めて時務を兼習せり江西には實務學堂節學堂等の創辨あり廣東には從來の同文館を除き別に時敏學堂を新設せんとして有力の人々頻に奔走せり學事は湖南最も旺なり學堂には時務學堂あり岳州學堂致用學堂あり學會には南學會あり湘學會あり法律學會あり實學會あり學職會あり群叢會あり延年會あり會館樞比講堂林立す南學會は實に其巨擘たり斯の如く卓厲風發龍驤虎興の勢あるは一は士氣の鬱勃たるに由ると雖も又た一は巡撫陳寶箴學政建勳等の極力提唱の功に出てすんば非ず今や支那の天下は四川

山西等の僻地に迄も經濟學堂の新設あり二十餘行省の人心嗚々として學事に向ふ慶す可き哉

然りと雖も翻て一考せよ假令へ學堂は到る處に巍然として雲表に聳え呶呶の聲響漢に徹すと雖も子弟を薰陶する教員其人あり耶吾人は支那人中適當の教員絶無なりと斷言するに躊躇せず子弟の訓導より寧ろ先に教員を養成すること今日之急務なれば教員其人を得ずして如何ぞ學事の刷振を望む可けんや

第五節 風俗

本部支那人は所謂蒙古人種にして身體長大ならず其面貌平潤にして鼻低く頬高し肌膚黄色を帯ひ氣質温和に似たりと雖も其性殘忍にして善く勞苦に堪ふ滿洲及び蒙古人の風俗氣質は地方により鋭敏或は質朴にして各々小異あり然れども素と皆同種類なるに因り大なる差異を見ざるなり

支那人種中西南山地に住する苗子猺獠黎獠と稱するものあり往古支那本邦土に住せし者なりと云ふ其軀幹甚だ強健にして其土に産するものを以て職業とし廣く交通貿易の業を爲さず言語風俗稍々異なり而して其稍々教化に傾向するもの

を熟蕃とし外に居るものを生蕃と號す又回子と稱する人種あり回教を信するの徒にして全國各省に散居す此等種族は蒙古種の變性或は異種にして全く本邦人と區別するものなり

凡ろ支那人は其土地天然獨立の形勢を備へ他人人民と交接することあらず自己の勢力を以て往昔既に開化發育を爲し東方各國の首唱たり然れども其開明中道に停滯し依然として國運の進歩を見ず之を以て現今の如き事態を見るに至れるなり其民心今尙外交の利益たるを覺知せず自から誇大にして事物皆足れりとせり蓋し古昔制度文物の盛なる土地人民の富饒なる他國に超越せしを以て自から誇り他を蔑視するの風あり愈々久しくして頑固の風となり醫す可らざるに至れり而して禮節を重んじ徳行を修め舉動を穩和ならしむる等の教育は數十年來の風習にして既に之を少年教育の時に習はしむるを法となせども元來法律の完全ならざると名利を貪はるの心極端に達せるに因て上下となく狐疑譎詐淫虐の劣質に變し殘忍にして愛憐の心少なきものとす江海沿岸の人民難破船ある毎に之を救護せずして却て貨物を掠奪するが如きは克く支那人の性質を表顯せりと

云ふへきなり此の如きの國民を以て現今の字内に國を立てんと欲するも亦難からずや

○ 衣

支那歴代世を革むる毎に其服制を改む又其人民の等級に依りて定るなし而して清朝に至りては滿洲服制に則りしと雖ども大略一樣にして官服の如きは勿論其等差あるあり今一般に就て謂はんには上衣は羽織着物と云ふ如く汗衫、褂子、襖子、袷、肩兒馬掛子（カマカマカ）にして下衣は褲子、套褲、襪子なり絹棉、麻、布、緞、綢、獸皮にて上衣を製し下は絹棉、麻、緞、春夏秋冬其宜しきに從て製す本邦の如き亂雜ならず其染色の如きも皆無地にして縞物を用うる至て稀なり其色は淺藍、深藍、黑、鼠、等種々あれども要するに無地に止る近來ふらねる金巾類の輸入するを以て男子の上衣は大概洋布をもて作れり女子の服は男子と異ならざるも上衣短くして袖の稍、潤きのみ藝者、娼妓、私窩子の如きは皆ふらねるを用う茲は贅澤なる故なれども其體に爽かなる到底輸入の減少を見る能はざる所なり帯は平織の紐を用う

冠は二種あり官帽、便帽なり官帽に二種あり暖帽、涼帽なり皆赤色の糸線を垂れ中

心に頂子と名くる玉を附着す涼帽は革の編み笠にして形陳笠の如し西洋の如く脱ぎたりかぶりたりする帽子の如くならず軍帽或は我が朝の如し頂子は紅珊瑚（二品）花紅珊瑚（二品）亮藍寶石（三品）涅藍寶石（四品）亮白水品（五品）涅白碑磔（六品）七品以下は金頂子とす功勞ある者は孔雀の羽を着けたる花翎々藍を頂戴する者あり而して其最も賞する所は朝服には外國産を用ひず

便帽は勞働者を除くの外は皆冠す是れも涼暖の別あり（本朝往昔は冠あり今は無し）其頂上に赤糸の玉を着く喪中の人は白色を用う支那人は衣服に缺なし故に錢入れ、扇子、時計、皆腰に纏ふ又夏季は團扇を以て日傘とす今は蝙蝠傘を用うれども開港場等の一部のみにして年々輸入を増加す然れども毛織子、吳呂の二種のみにして壹本五十錢位のもの銷路あり

靴は役人の禮靴は黒縮子にして白色の縁ある靴底を着く西洋ごむ靴の如し雨靴は皮にて製す長靴の如くにして壹貫目以上なり开は靴底は皆大釘なり晴靴は京式、蘇式等ありて何れも縹文あり青色、黄色、淺黄色等種々ありて美なり又黒色のものあり赤は男子の靴のみ力役社會に至りては麻にて造る草鞋を用ふ

女子の靴は製造して大概女子の自ら造りて自ら用うるのみ是又一良習慣なり衣類は成衣局仕立屋に輸りて裁縫せしむるものすら内外に用ふる靴は皆自身の仕立するものなり故になまめく事あれば我靴を男子に與ふると歐米人のハンカチーフに於ける如しと姑蘇頭等各角王玉蘭大先生の直話なり又婦女子の足を其生長期に於て緊縮し終に生涯自由に行歩すると能はざらしむる弊風は南唐李氏の内廷に始ると云ふ終に俗を成し中央支那は賤民に至るも倣ふて以て美觀とす其足に纏綿するものは寸許の繻帶を以て巻き其上に足袋を穿ちて小靴を穿つ滿洲蒙古の人及賤民及南部の民は足を緊縮せず其穿つ所の靴は毛氈を疊みて裏とす又棉布或は低にて製し皮を被ふものあり

男女の衣服共に時様を逐ふとなし故を以て縞類のなき所以なり縞ありと雖ども四崩れと横萬筋のみ而して女子は皆支那産の絹手巾及扇子を持つ

婦女子の衣服の縁飾に用うる絲帶欄杆と稱するものは四川の産にして其名を博したるものなり其美麗なるものは金色粲然奪目輝媚なり然るに開港以來土金銀線織闌干貿易名 Ribbon Silk なるもの輸入し來り外觀頗る美にして價愈々廉なる

が故に支那婦女子の嗜好に投し今は大率輸入品のみ用うるに至れり

○食

古者黍を燻し稗を食ふ豚を燻して以て相饗す其後卿人酒を飲む者は老者は豆を重ね少者は立て食ふ一醬一肉旅飲するのみ其後に及んで賓婚相招くときは則豆羹白飯蒸膾熟肉今は民間殺旅重疊燻炙滿案豹胎虎腦燕窩鹿卵海粉蛙兒海蜆豚爪老鼠幼猶犬腿虫蛇實に歐洲人が見て以て奇異の民とするのみならず日本人と雖ども亦以て黄色人種中此の如き民あるかを疑はしむ

余が見る所を以てすれば山東には犬腿の招牌あり海蜆海月の常に食ひ燕窩海粉は高等の料理に供し泥鰌水龜は首足を藪にて縛し籠に入れて市に出し蛙は赤蛙にして皆常食にあらざるも食品の一として數へらる只々食物に向てはる厭くことを知らざる人民なり

其調理の法は本邦の如き單純なるものにわらずして繁雜なり然らば一般の人民は北部にありては小麥高粱玉蜀黍粟等を食し南部にありては専ら米飯とす中等以下の民は却て濃厚ならずして淡泊に近し先づ其の大体なり上皇帝より下賤民

に至る迄中晩のに登にして一日に食中飯前に點心と唱へて北支那は蒸餅小麦にて造る漸次南すれば粥を喫す中飯は午前十時晩飯は午后四時にして上等は四碗四皿を造り下等は一飯一菜皆米飯を食ふ勞働者の如きは敢て定るなし北支那は米の少なきが故に麵又は老餅小麦粉の生焼きを食ふ野菜は皆油を以て燻るものにして魚類と雖ども焼魚なし皆煮て蒜又は生姜等の藥味を入る概して熱きものを好む賤民に至る迄水を直ちに用ふる者なし(山間の田舎清水の湧出する地は否らず皆熱湯開水と云ふ)を用う畢竟するに河水の飲用に適せざるが爲めなれども其長習慣なるとは賞するに足る其汚濁の水を沈澱せしむるには枯礬を用う各開港場上海漢口の如き五方雜處の地は皆自國の習慣に従ひ食物を調理するを以て廣東人の爲めに販賣する物品あり寧波人の爲めに鬻ぐ店舗ありて本土の人民が如何なる物を好むかを知るに由なし然れども一旦内地に至り細かに其情況を見れば亦其實を研め易し

北支那は野菜中豆芽を好し中央支那は金針菜を好む蓮根黃瓜は至る所にありて生姜蒜韭は食膳に欠くべからず酒は飲む者あるも決して泥酔者を見ず茶は一般に需用すれども總て綠茶にして紅茶を用ひ菓子砂糖漬多くして本邦の如きものなし又回教の民は宗禁に依りて豚肉を食せずして牛羊を食ふ支那人は牛を多く食せずして多く豚を食ふ鷄鴨及卵は何れに至るも容易に購求することを得是皆通常の事にして其大饗及酒館の調理に至ては殆んど數ふるに遑あらざる食品なり又何れの地にも熱湯を賣所あり
氷は至る所にあり價亦廉なり皆冷用水にして汚濁なり思ふに本邦の如く氷を直ちに用ふるは近年の習俗にして白玉より脱化し來るものなれば衛生上氷水を飲むはやめたきともなり

嘗てヒーターパアライノ萬國史を讀む蒙古の人は箸と小刀を腰に付けると當時謂へらく甚奇なりと其後塞外に至るに及んで蒙古人を見るに男女皆箸と小刀を腰にす箸は象牙にして小刀は長六七寸の細身なり併せて一個の筒に收ふ環し紐を附け腰に附着す行旅中の如き甚便なり

○住

支那家屋を五種に區別す瓦木土穴船とす而して山西陝西の穴居南方の船居は予

知らざるなり瓦木土の三者に就て建築の大体を述へし其日本建築と異なる要點を先づ擧ぐれば

第一南北支那何れの地の大厦高樓より下細民の家屋に至るまで柱極は悉く丸太なり本邦は角(但通例)支那は圓(但通例)故に四角の柱は敕建の寺觀關帝廟なを一部分の柱に僅々數本を用うるに過ぎず

第二北支那にある土の屋根とす細民の家屋は北支那は皆土屋にして土塀を繞らす土塀に門戸あり板二枚を以て扉とす極細民寧ろ窮民は土塀なし土塀門内の家も甚狹し皆平家建にして僅々屋を支ふる丸太の柱數本を用う高粱もろこし黍の稗を直經三四寸丸に束ねて屋上に排列す極は楊柳の枝にして稗を其上に横へ又稗を二三寸に截りたる(つた)を入るゝ泥土を以て屋上を塗り又四壁を塗る而して屋根裏に板を用ゐずして又之れに土を塗りて紙を張る故を以て大雨連日建築陳腐に屬するものは屋根墮落して怪我人を生ずることあり通邑大都と雖ども皆然り

而して室内は壹方は高二尺位の土の段なく段下は炕なり炕は瓦を以て甃に縦横

の穴を爲し延て屋外の細き烟筒に通ず冬期炕口に高粱の稗を焚き床下を一般に暖めて温室となす先づ縁下のストロープなり一方は土間にして机壹脚凹凸なり楊柳製の腰掛碗箸等にして至て簡略なり細民の事なれば寢臺の如きものなし其防寒の用は適せりと雖ども衾履繩繩は實際なり

一段進みたる家は只此種の家の數室を有し男女席を同らせざるに止り少しく寢室の殊なるのみ

中人の家は瓦の煉化を疊み屋を瓦にし木材使用すること少しく饒かに四壁塗るに石灰を以てす然れども北支那は皆炕を設く(予謂く此適宜を撰んで北見天鹽に用ゐるは如何)而して土基は石なり山に近き村落の如きは四方の壁に尺位は皆自然石にて石垣の壁を造る其間を塗るに土或は石灰を用う木材に乏しき故に概して木材減ずる考へを以て家を造る帝居は頗る輪魚の美あれども商家の如きは粗造の家多し層樓は政府の禁する所なりとて大略平屋多し又朱塗の家屋あるも其木種は至て粗材なり

其南方に赴くや漸々木材も饒に室も亦廣く下等社會と雖も一室の隅に寢臺を設け

(粗末なる)綿布麻布の蚊帳を張り(南方は夏冬共に帳を張る)便器を他の一方に置く
最下等の家は屋を葺くに蘆席を被ふ又蘆茅の屋根あり本邦の如く板葺屋根なし
其大厦に至りては層樓あり燕室あり接客の室あり土間は甃を瓦にし屋根を高ふ
す屋根裏の板あれども天井は曾てなし垂木も皆丸太なり家は大率南に面し中央
を正房とし左右にありて東西に面するを東廂西廂と稱す寢室の如きは寧波名産
の寢臺を置き又平常已れの居室等は人をして窺ふ能はざらしむ其接客室の如き
も別段に飾付けなし只二三の軸に羊角燈に過ぎず商家の如きは鴉片烟を喫する
設けの席あるに過ぎず

第五章 結論

我對清策

歐米列國が支那に向て其勢力を傾注するは勢ひなり勢ひは得て之を奈何んども
すへからず若其れ勢ひを拒むとなく之を利用して其利を受け之を制限して其害
を防く者あらば吾人請ふ驥尾に附して效を受けん

蓋し物質的の文明は歐洲に發して四方に延ふ延ふるは天理の自然にして固より
之を受るをものゝ害たるへからず我國數十年來の進歩は實に此文明に須つ所多
きに居る文明は歐洲の獨占物にあらざると同時に四方の民族は亦其浸入を拒む
を容さず之を拒むは天理の自然に反するもの社會に國するの資格を缺けるもの
と見るべし

支那の民族は滔々相率ひて固陋に陥り其邦土は無盡の財寶を包みながら未だ世
用を爲さざるあり之を啓發し固陋を破り遺利を開拓して弘く世用を爲さしむる
に於ては社會人類の幸福は勿論抑また支那の爲めに好個の益友と言はざるへか
らず文明豈獨り支那帝國を災するの謂れあらむや歐米の壓迫は偶々以て支那民
族の固陋を破り遺利を開き社會に國するの資格を成すの最大機會と言ふへきの
み吾人が之を利用して其利を受けよと言へるもの之れが爲めのみ

蔓草の樹木に纏綿せる其始めや却て其樹の風致を増し毫も成長に妨げざるも纏
綿の其極に達するもの往々にして其幹を枯らすの虞なしとせず惟ふに歐米の勢
力が支那に浸入するに當てや其始めは單に其民族の固陋を破り遺利を開き以て

世界共通の經濟を營ましめんと欲するに過ぎず而かも支那人にして固陋自から甘んじ機に觸れ時に會して其排外的思想を現はし在留外人の生命財産に危害を加ふるを努むるに於ては列國は己むなく之を濟ふの道に出てん是に於てか單純なる勢力範圍は永借となり永借は割讓となり而して後ち經濟上の分割は政治上の分割となりて終らむ支那分割の曉に於ける東洋の天地は吾人今之を言ふに忍びざるなり故に歐米の勢力をして現在の狀態に止まらしめ不完全なからも支那帝國の統治權を維持せんことは實に刻下の急務たるへし異日時運の轉回し豪傑の士の出づるに際せば尙以て其後を善するに及ふへき也若夫れ破壊其極に達し主權既に列國に移らば堯舜禹湯文武周孔の踵を接して出づるあるも復た其術を施すへき餘地なからむ吾人が今に於て列國の浸食を制限し其害を妨げよと言へるもの之れが爲めのみ

夫れ列國の壓力を利用し其利を受けて其害を杜くの方策は他なし四百餘州に大掃除を斷行し固陋の風氣を洗滌するに若くはなき也之を行ふ法途に二あり現在の滿洲廷を開導し排外思想を去らしむるを是れ一策也開明的志士を擁護して

根本的の大革命を加ふること是れ亦一策なり知らず就れの方法に據て支那帝國の保安を期すへき

糞土の牆は朽るへからず運命の竭きたる者は助くへからず之を助くれば力を徒費して功舉からず之を繕へば頽破累々進退共に窮するに至らむ清朝の尙得て援助すへきや否らざるやを識らむとする者必らず先づ清朝の性格と其運とを達觀するの要あるべし蓋し古來歷朝の亡ふる内には毎に宦官嬖臣收歛の弊等有らゆる腐敗の現象が其機會を與ふるとの普通なるも而かも大抵亂賊蜂起し之を克く鎮定するなきに因れるとは争ふへからず今や支那四百餘州は到る處に亂賊蜂起の徵候あり義和團の如きは要するに其先鋒隊に過ぎざるなり清廷既に其先鋒隊を鎮むる克はず鼎の輕重自から識らるへきにあらすや況んや歷朝の命數を見るに大抵數十年長きも二百有餘年に過ぎず五代は短命言ふの要なし

秦 帝と稱すると十五年

前漢 二百十年

後漢 百九十五年

蜀	四十二年
三國魏	四十六年
吳	五十二年
西晉	五十二年
東晉	百四年
宋	五十九年
南齊	二十三年
北齊	五十六年
北陳	二十二年
隋	三十七年
唐	二百九十年
宋	百六十七年
南宋	百五十三年
元	八十九年

清迄今日 二百三十七年

惟ふに清朝の國を保てる既に短かしと云ふべからず永久しく滯溜して替へざれば子子乃ち此に生ず今に於て強て清朝を保維せんとするも總ての方面は既に腐敗の極に達せり又其活力は甚だ鈍れり之を保維するは畢竟繡縫の策に過ぎず若夫れ清廷の性格は固より駑馬なり之に向て十たひ鞭つも奈何んぞ駿馬の用を爲さむや素質既に移すべからず時勢に適せざるものゝ去る亦可ならずや故に我れの對清策は之を遠きに求むるを要せず運命の竭きたる者を強て助くるの陋を學ばず又敢て冀土の牆の弄ふべからざるを信するに在るのみ信して行へば鬼神も避けん況乎其手段方法の如きなんかわらむや

附 録

諸名士の對清談

◎大隈伯

▲福亂の淵源 客大隈伯を訪ふて清國の擾亂に對する所見を問ふ伯曰く今回の

附 録 諸名士の對清談

匪亂は清國に於る保守的反動の激成せる結果にして其淵源する所は一昨年之清國政變に基けり彼の政變は清帝の進歩主義に對する守舊派の飛躍にして爾來保守的反動の空氣は北京以外の各地に瀰漫したる中にも山東省の如きは獨國の經營其歩を進むるに従ひ之を厭忌する人民多きを利用し時の巡撫は中央政府の意に迎合して人民を煽動したるより義和團なるもの勃興し遂に大運動を始むるに至りたる次第にして今回の匪亂は滿人と漢人とを問はず保守思想の下に一致の運動を執るに至れる一大現象なり

▲福亂蔓延の虞 匪亂の現象右の如くなるに清國を統御する清廷の有様を如何と問へば滿廷悉く是れ保守黨にして近世文明の何たるを解せず匪徒を愛憐して之を助長せんとするの色あり加ふるに武力を以て是等の匪徒を戡定すべき位地に立てる清廷の宿將中にも最も勢力ある董福祥の如きは不學無術身を馬賊より起して甘軍を提督するの頑老なる故亦た延も事休を辨せず現に我書記生杉山氏に危害を加ふるが如き失体を演出する程の人物なる故匪徒と通同して如何なる愚劇を演せんも知るべからず隨つて福亂の蔓延は如何なる程度に至りて底止す

べきかを知る能はず

▲四百餘州の大火 政府匪徒を助長し宿將名臣之を助け頑民之に呼應して底止する所を知らずとせば今や亂徒の蜂起する地點は僅かに北清の一小部分に止まると雖も遂に全清四百餘州に瀰漫するに至らんも知るべからず而して清國行政の不統一なる平時と雖も亂賊自盡に横行するの奇觀を呈するを以て一朝各所に匪徒の蜂起するを見れば賊徒は機に乗して各所に起り彼等特有の長技たる奪掠横領を公行するは目前の事實にして事此に至らば保守思想或は進歩思想と云ふが如き一個の標的を有する擾亂に在らずして人の内國人たり外國人たるを問はず只だ良民に向つて其財産を掠め其婦女を耻かしめ其生命を毒害する混闘の修羅場と爲り四百餘州は全く意味無き無秩序の紛亂を呈し通商貿易等の衰頹は勿論列國居留民の死生是等民人の事業等を擧げて賊徒の蹂躪に委し四百餘州の大火と爲るべし

▲列國の協同は避くべからず 列國若し協同して威力的の干渉を試みむとせば清廷の改革は決して左迄の難事に非ず故に清廷の改革が成功し得べきや否やを

測らんとせば先づ列國の一致が望み得べきや否やを極めざるべからず而して今日の場合、列國は清廷の改革に一致せざるべからざる必死の情勢に迫り居れるなり其故果して如何

一、清國人を歐化し印度其他の蠻人を統治せると同一の筆法を以て之を統治壓服せんとは旦夕の事業に非ず現に渺たる臺灣土匪の如きすら母國を苦むること大なるに非ずや列國の武力及び資力に於る今日の準備を以てしては到底之を如何ともすべからず故に列國は漠然たる意味に於て勢範を畫するが關の山にして今日直ちに分割などの行はるべきに非ず

一、清廷の鼎一たび傾倒し亂賊の蜂起を來さば清國に於ける良民の生命財産は全く賊徒の手裡に歸すべきを以て通商貿易の事業は亂徒の跡を絶迄は回復の望無し是英獨米等貿易國の堪ゆる能ざる損害なり

一、清廷の意向は攘夷主義にして列國を敵視し列國は方に利害を同じくして吳越一船に塔し居るの形勢なり此時に當りて所謂拔け駈けの功名を貪り清廷より幾多の讓與を得んとするが如きは到底出來得べからざるの事なるのみならず

友邦一同の厄に乗じて獨自の霸氣を成さんとするが如きは列國の公敵たる地位に立つものにして斯る無謀の舉を爲すの邦國は萬之れあるべからず

以上の事情に依れば列國は協同して清廷に對し其施政の改善を望むべき必至の地位に立てるは明白にして情勢斯の如しとせば列國は協同主一の目的たる清廷改善の舉に向つて其力を併せ之を遂行するの外無し

▲改革の効果 而して列國若し能く合致の威力を振はゞ國匪何かあらん頑將弱卒何かあらん一蹴して大事を爲すを得べきなり斯の如くにして清廷若し改革を遂げ友邦善誼の制令一たび出でん乎清國中樞の地方に蟠踞する劉張等の聲望家及び李鴻章等は比較的世界の大勢に通せるを以て中央政府の制令は置郵して傳はり區々賊徒の如きは清國官兵の手にて之を鎮壓するを得べく大火四百餘州を燒くに至らずして了するを得べきなり

▲運動の迅疾を要す 方針既に定まる一日も速かに清廷の頑夢を醒覺せざるべからず我か帝國の如きは清國に對する善隣の情に於ても幾多の便宜に於ても率先事に當るべきの地位に在り列國の協商を固め速かに大事を完了する敏活の行

動を取ざる可らず

◎大石正己

▲列國協同 清國今回の事變に對する我が國當局者の措置に就ては吾人の嫌らざるもの固より尠からず而かも今日徒に既往の失錯を尤むるも詮なければ唯今後の態度方針を誤らざる様監視するが肝要ならん此際私の採るべき方針は列國協同をして終局迄固からしむるに在り萬一列國以外に突進して動かんはずれば他國も個々の運動を開始すべく其結果列國間に衝突起り由々敷き大事となりて私の被る不利激甚を致さん希土二國の事端を啓くに方り列國使臣會議を君士旦丁堡に開き列國協同したる結果は直接クリト問題を解決する能はざりしにせよ爲に列國の衝突擾亂を醸さざりし効は没すべきに非ず此度の列國協同も少くも列國の衝突を防遏する力あるべきを以て我は他迄此に意を注ぎ力を致さざる可らず過激突飛の行動は大の禁物也

▲團匪討伐の程度 主として知らざる可ざるは團匪なるもの、性質なり彼の義和團は數十年前より結成さるゝものと云ふて不可なく儒教を尊信すること極め

て厚く其の中心點は支那流の頑儒なり三十万と稱する多人數は固より愚民原ならんも義和團其者が本來土匪的性狀のものとして視るは大なる誤と謂はざる可らず而して何故に此度彼の如き不逞を企てたるかと云に全く排外思想に出でたるものにて佛國より派遣せるカトリック教の宣教師は其數極めて多きが上に布教の外に政治上に力を伸ばし東京雲南等に於ける鑛山採掘鐵道布設の如きも主として是等宣教師に依りて建築され且つ實行さるるものにて鑛山所有主は何れも宣教師なり且つ天津北京に於ても彼等は地所を所有し別莊を所有し其勢力却々に盛なるは義和團の平素齒嚙をなしたる、慷慨せし所にて殊に近來は外人の勢力總べての方面に加はりたれば扱て愈々暴動を企つるに至りしなり斯の如くなるを以て所謂團匪中憫むべき朴愚の民意外に多かるべし故に列國協同して討伐を行ふとするも并は北京天津間交通の安全を保ち外國臣民の危害を去るを以て程度とし深く内地に攻め入りて誅戮勦滅を企つる如きとあるべからず若之を爲さんと欲せば層一層慘禍を招き其害太甚しければなり然れども

▲團匪と北京廷 には果して連絡の通せらるゝ者なきや否や是れ一大疑問にし

て此の疑問の解釋されざる間は例國の方針も自ら一定し難からん北京天津に拔刀の匪賊躍り外人の別荘焼き拂はると云ふが如き事實の存する限は北京廷に對する疑念を釋く能はざるなり故に列國は此際北京廷に對し果して獨力鎮定の成算あるや否やを嚴重に問ひ質し其の言質を取りて而して後步調を定めざるべからず之と同時に若し清國政府自身も排外思想に驅られ團匪と相通するの形跡あらば勢ひ斷じて清國を討たざるべからず事爰に及んでは實に東洋世界の大事變なり

▲出兵は不可 我も露國の擧に倣ふて此際陸兵を送るべしと論ずるものあれども今となりて斯ることを行ふは大に不可なり由來露は極東問題に就て屢々我の感情を傷けたるを以て露の一舉一動は我國民の疑ふ所となるは止むなければども此度の出兵は列國使臣會議迄の急に應ずる爲め取り敢ず駈け附けたるものゝ如く直ちに例の禍心と見るは大早計なり今に及んで多數の陸兵を動かす如きは我外交を誤るの施爲にて思慮あるものゝ許さざる所たらん (二六)

◎犬養毅氏

我が國外交の萎縮不振は今に始めしことにあらねば此度の義和團問題に對する

措置の愚圖々々にして些も方策の認むべきなきに至ては亦今更の如く驚かざるを得ず彼の團匪は列國聯合して討伐せば立に潰走すべし而かも一時武器を棄て各々業に就くと云ふに過ぎずして再び機に伺れて暴動を企つるや必せり列國は此の情勢を知悉するを以て一時平定したりとて徒らに意を安んずる者にあらず是に於てか相妥協して清國政府に大革新を迫ると宛も曩日朝鮮に對せし時の如くなさん此の場合列國間に權利主張の衝突は果して起らざる歟是れ一個の疑問なり露の如きは從來の筆法よりして如何なる過大の要求を提出するやも測り知る可らず然り彼の團匪事件は端なくも支那分割の導火線となり支那處分の大解決を告ぐるなしと言ふ可らず余は案外なる大問題を孕出せんことを怖れて已まざる也是れ帝國たる者の宜しく大に注意戒心し亦逆じめ後日の大破綻に具ふべき所にあらずや然るに政府の之に對する方策如何を見に唯列國の鼻息を窺ひ路阻途巡に時日を銷するのみにてキツパリしたる意志とてはなきものゝ如し這般の對清策の如きは極り切つた事にて最も多くの利害を有する帝國は最も率先して兵を送らざる可らざるなりこれをなすに於て何の憚る所あらんや然るに兵

を送るの意志もあり準備もある如く見えて實際之を斷行せざるは何たる緩慢ぞや英は初めより非常に意氣込み鋭く一步も後れざらんと務めつつあるが如し英の態度斯の若きは我れに取りて大なる利益にて好機逸すべからざるなり圍匪討伐の上に於て等する所少なき者は勢ひ事後の問題に容喙するの權利少なきものならざるを得ず英の如き露の如き將た獨の如き争ふて兵を送るは畢竟此に慮るが爲のみ我が政府の愚圖々々は毎々ながら呆るるの外なし (二六)

◎板垣伯

伯曰く今回の清國事變に關し我帝國の派兵固より不可なるなしと雖も其派兵は宜しく我國權を傷けず我利益を害せざるを以て其目的となさざる可らず換言せば軍隊の派遣は保護の必要に於て之をなすべきのみ而して其軍兵は成るべく陸軍を出さずして水兵を以て之を充つべし然れども其形勢の如何によりては陸軍を必要とするとも亦之なきにあらざるべし唯彼の亂民鎮定の目的を以て我軍隊を派遣すべしと云ふに至つては斷じて不可なり亂民鎮定は清國政府の當然盡くすべき所清國政府のある限りは之を督責して其任務を全うせしむべき者なり清

國政府に其兵力なきか否な各省鎮撫の兵備は現に十分に備はり居るにあらずや此兵備ありて此亂民を鎮定する能はず是れ畢竟清國官吏等の不決斷なるが爲なり清國當局者等が其向背に迷ひつゝあるが爲なり列國は宜しく其督責を嚴にして彼の亂民は宜しく彼の軍隊を以て討滅せしめざるべからず此場合に於て列國中の或一國若くは二國が率先して亂民討滅の舉に出でんと欲する時は我國は斷乎として之に抗議を申込み決して其舉に見做ふべからざるなり世間往々亂民の討伐を以て他日四百餘州分割の前驅となすべしとの議を唱ふるものありと雖も是れ謂ふべくして決して行はれざるの説なり元來支那四百餘州の民は猶下等動物の如きものあり一も其首腦たるべきものなくして隨て其頭腦を一撃すれば全体も亦齊しく其苦痛を感ずるが如き人種にあらず故に一方を撃てば一方に起り甲の地方を鎮壓すれば乙の地方に蜂起し亂民の討伐は畢竟四百餘州の討伐を意味するものとなるなり是れ其兵力に於ても軍費に於ても實に容易ならざるものにして予は恐らく歐羅巴の富を以てすと雖も殆ど其効果を奏すべきかを疑はざるを得ず勢茲に至れば彼の孫子の所謂久しく軍を暴さば國用足らず夫れ兵を鈍

し銳を堅く力屈し財盡くれば諸侯其弊は乘じて起る智者ありと雖も善くする能はずの結果を見るに至るやも計り知るべからず清國今回の事件は深く其大勢の赴く所を察し遠く東洋の前途を考へ他日噬臍の悔なきを期せんことを望む云々

◎星亨氏

清の内亂に處するの道如何

義和團の匪賊起りてより未だ幾許ならず而して直隸南半の地疾く既に其の暴徒に委し殘害將に在留各國の國民に及ばんとす然るに清廷何の狀ぞ未だ此れが剿討を計らざるのみならず此の目睫の變に對して殆ど感せざるものゝ如し或は曰ふ在廷密かに匪賊排外の義を贊し支吾荏苒の間に其の勢を逞ふせしむる者ありと事の眞否は今之を問ふを須たす要するに清廷の施措する所今日の如くんば之を清國に一任して到底鎮定保全を望むべからず而して在留列國公館と國民の危害測るべからざるものあり清國既に自力を以て能くせずとせば列國は宜しく公法によりて有する權利により自ら安全を保つが爲に此れに處するの道を講せざるべからず

今此れに處するの道如何を案するに蓋し下の二策あり

- 第一 列國協同して此れが剿討を其の中の二三國に托する事
- 第二 列國個々に自ら保護する事

第一策は千八百四十八年匈牙利の埃太利に背きたる時埃國の力之を制する能はずして列國協商の極露國の埃國政府を助け又先年クリート島の土耳其に背くや土政府之を平ぐる能はざるに際し列國協商して主として英佛伊等のクリート鎮壓に努めたるに同し而して今之を清國に稽ふるに歐米各國の清に於ける海陸遠にして軍隊の送遣に便ならず隨て協商の決する所勢日露兩國の兵力に依らんとを求むべく兩國の精銳固より之を剿討するに餘あり而して兩國必ずしも之を否まざるべし然れども清國の義和團は頑冥の民呼應して峰起し聚散出沒測るべからざるものにして猶我新版圖臺灣の土匪の如く匈牙利クリートの叛乱と同視すべからず匈牙利クリートの叛乱は共に一定の疆域に在りて一旗幟の下に軍を成せしものにして戦鬪の範圍劃然として之を平定すると甚だ難からざりしなり然れども義和團は是れ聚散出沒常なきもの一方を討滅せば他方に起り他方を征

伐せば又更に他方に起り其の匪亂に屬する疆域民衆を知るべからざるのみならず其の平定の域内をも意を安ずる能はずして精銳徒らに鼠賊を逐ふて奔命に勞せんのみ假りに強て此れを遂行せんとするも究局する所四百餘州に涉り四億の民を擧げて討盡を要するが如きとなきを保せず且夫列國協同して事是に出つるも清廷果して力を戮せて其の便宜を計るべしと信し難し果して然らば此れ空しく勞して功なきの策にして列國亦齊しく執らざる所なるべし

協同剿討の事 策の得たる者にあらずとせば竟に第二策に出で、列國個々に自ら保護せざるべからず匪賊暴動を肆にしてより列國既に海軍陸戰隊を上陸せしめ各々自ら應急の防護に充つ然とも匪賊の勢益猖獗にして清廷の措施彼れの如く緩慢なり一時應急の海軍陸戰隊を以て向後豫測すべからざる賊勢に對し豫期すべからざる日月を支ふべきにあらず故に列國共に更に自國官民を保護するに適當なる陸軍を送遣し公使以下自國々民を保護し唯匪賊の來り犯すものを討伐撃退し而して清廷の此れを剿滅鎮定するを待期傍觀して可なり此れ實に清國の匪亂に處するに於て列國の執るべき策の上乗なるものにして我が國亦當に此の

道に出でざるべからず願みれば我が維新の前尊攘の浪士横行したるの往時歐米各國は我國に於て皆此の策に出で、自衛を講し我が政府の浪士鎮壓を傍觀したり今や我が國は歐米各國の嘗て我に試みたる所を以て清に行ふべきのみ

列國協同の剿討は今日清の内亂に處するに於て劣策のみ假令勞少くして功を奏すべしとするも此れを議定したるが爲に清國政府人民は果して之を徳とすべきか得る所は唯自國在留者の安全のみ唯其れ自國在留者の安全を得るのみ寧自ら保護するの事簡にして功全きを擇ふに如かず想ふに我政府當局者の士必ず無爲にして止む能はざるべし而して事の利害再思を要せず果決速に適當の軍隊を送遣して此の策に出でよ我が國民在留の要地は悉く分駐して之を擁護せしめざるべからず然れども僅少の在留國民の爲に兵力を割きて各處に散在せしむるは必ず之を要とせず之を主要の地に聚めて守る所を約にし以て保護の遺算なきを期するが如きに至りては當局者宜しく實地に機宜を制して可なり要は此の際遲疑を容さず速に斷して遺計なからしむるに在り

支那現情終

明治三十三年七月十三日印刷
明治三十三年七月十六日發行

編輯者

遠山景直

發行者兼

八尾新助

印刷所

八尾商店活版部

東京市神田區錦町三丁目
八番地(電話本局三八二)

發賣所

八尾商店

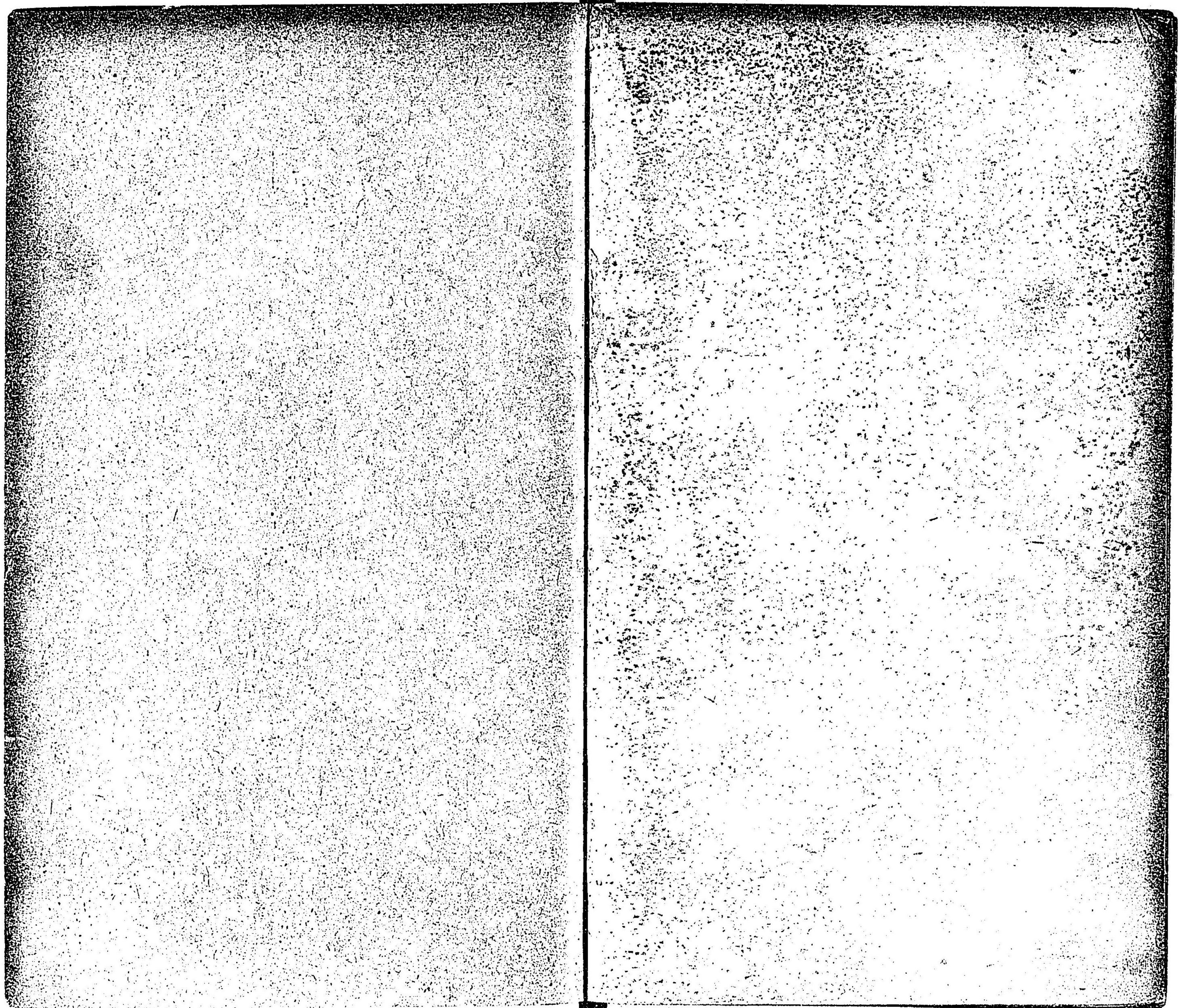
京橋區銀座四丁目一番地(電話新橋二三二)

神田區表神保町一番地(電話本局五〇七)

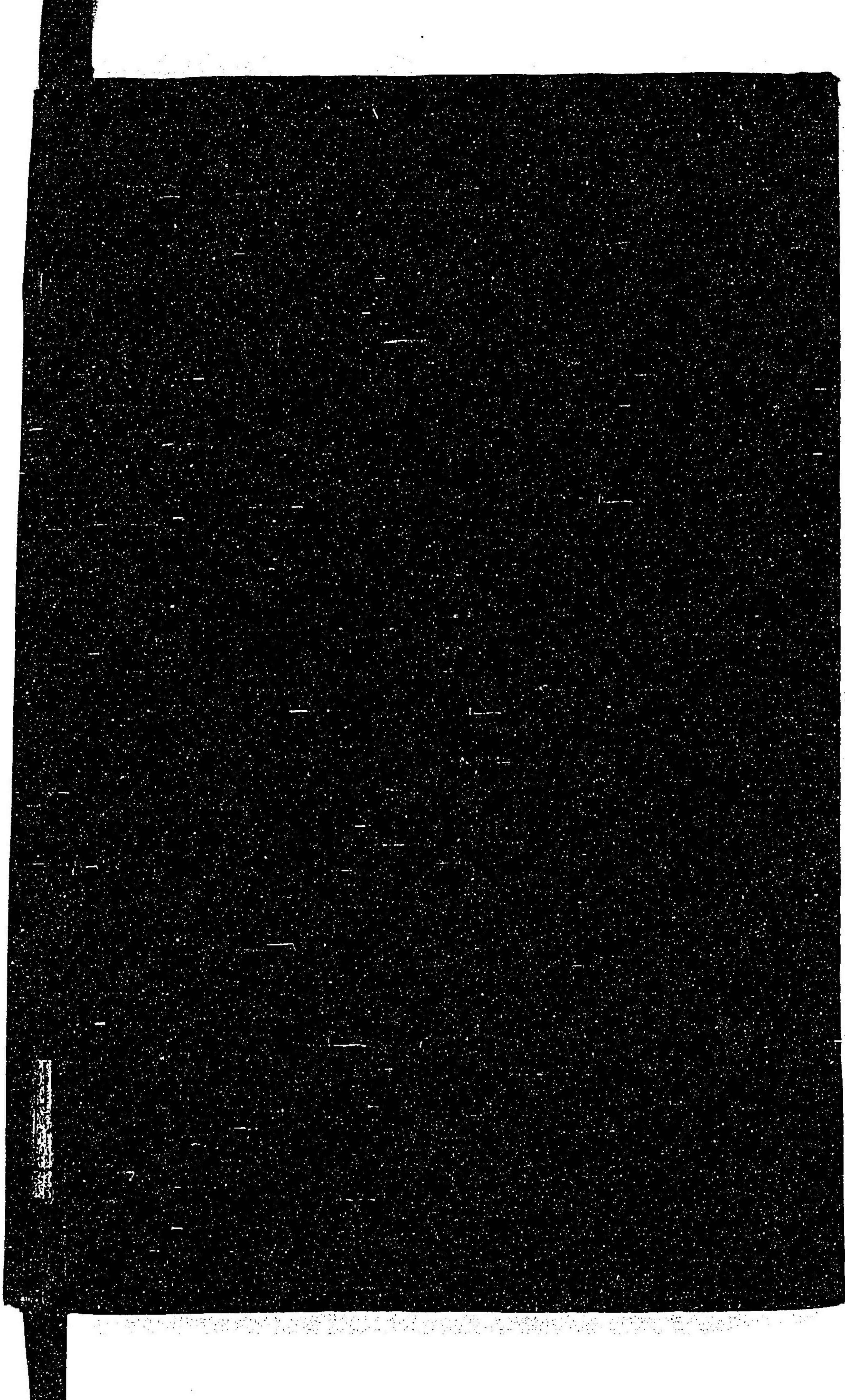
同

八尾書店

正價金參拾錢



84
50



50

026505-000-5

87-50

支那現情

遠山 景直/編

M33

ADD-0168

